令和7年5月30日現在

一般社団法人熊本県タクシー協会

運賃改定実施による労働条件の改善状況

　熊本県では令和6年4月26日からタクシーの運賃改定を行いましたが、以下のとおり、タクシー乗務員の労働条件改善状況を公表します。

　なお、今回の公表は、フォローアップ対象期間を令和6年5月～令和6年10月、実績比較対象期間を令和5年5月～令和5年10月としています。

1. 運賃を改定した事業者数

144社

1. 平均増収率

110.5％

（算式）｛フォローアップ対象期間の営業収入÷実績比較対象期間の営業収入×100｝

3.　一般運転者に係る運転者1人平均賃金改善率

104.4％

|  |  |
| --- | --- |
| 実績比較対象期間 | フォローアップ対象期間 |
| 219,700円 | 230,393円 |

４.　改定による賃金改善率の分布（一般運転者1人平均）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 15％以上 | 10％以上15％未満 | 5％以上10％未満 | 0％以上5％未満 | -5％以上0％未満 | -10％以上-5％未満 | -10％未満 |
| 19.5％ | 13.2％ | 17.1％ | 22.6％ | 11.7％ | 9.3％ | 6.2％ |

（注）賃金改善率は、次の算式より算出

一般運転者に係るフォローアップ対象期間の運転者1人の平均給与月額

-100

×100

　 一般運転者に係る実績比較対象期間の運転者1人平均給与月額

5.　営業収入に占める賃金支給率の変動状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 103％以上 | 102％以上103％未満 | 101％以上102％未満 | 100％以上101％未満 | 99％以上100％未満 | 95％以上99％未満 | 95％未満 |
| 26％ | 6.2％ | 10.0％ | 9.3％ | 9.3％ | 20.9％ | 8.6％ |

（注）賃金改善率は、次の算式より算出

全運転者に係るフォローアップ期間の　　　　　　　　　　全運転者に係る実績比較対象期間の

×100

賃金支給総額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　賃金支給総額

÷

同時期の営業収入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　同時期の営業収入

6.　その他

　　（1）労働者負担の軽減

　　　　・労働者負担を全て廃止した事業者数 -社

・労働者負担の一部を廃止した事業者数 -社

　　　　・労働者負担の一部を廃止し、一部を軽減した事業者数 -社

　　　　・労働者負担の一部を軽減した事業者数 144社

　　　　・一切変更のない事業者数 -社

　　（2）手当等の創設・拡充

 ・ドライバ―の歩合率を上げた　 6社

　　 　・通勤手当を新たに導入した 4社

　　　 ・未就学児のいる方への手当 １社

　　　 ・時間指定予約料金をいただいた際に事務員との料金の折半 4社

（3）その他

　　　　・労働時間の短縮をした事業者数 35社

　　　　・足切額を廃止又は改善した事業者数 3社

総　評

　令和５年５月に新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行され、人の動きが活発化しはじめた令和６年４月に運賃改定を実施しました。フォローアップ対象期間の営業収入平均増収率は110.5％となり、運賃改定の効果が表れております。また、熊本交通圏などの一部の事業者では時間指定予約料金を導入し、ドライバーだけでなく事務員などの労働条件改善に取り組んでいます。

　ドライバーの労働条件につきましては、平均賃金の改善率は104.4％となりました。特に熊本交通圏以外のタクシー事業者においては近年の燃料価格高騰や物価上昇、運賃改定による顧客と輸送回数の減少により、増収率分の賃金を改善する所まで達せない状態であるが今後乗務員を確保し、輸送力をアップすることで賃金の確保に期待するところであります。

　現在、タクシー業界を取り巻く環境は非常に厳しい状況でありますが、安全運行の徹底、利用者利便の向上、乗務員の労働条件改善を進め、タクシーを利用される皆様のご期待に応えられるよう取り組んでまいります。